

高速道路利用・観光・地域連携推進プランの募集について

一般財団法人国土計画協会は、高速道路の利用を通じた観光及び地域交流の推進を図る観点から、高速道路及び高速道路のSA、PA、IC、スマートIC等を活用した取り組み、高速道路の利用者の利便増進に関する取り組み、及び観光に関する取組みに対し一定の支援を行うため、公益的団体等が主体となって実施する実現可能なプランを募集します。

募集期間終了後、学識経験者、有識者等で構成される「高速道路利便増進事業等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において厳正な審査を行い、3件程度を支援対象として選定し、支援いたします。

◆募集要領◆

1. 主催

一般財団法人国土計画協会

2. 募集対象事業

募集対象事業は、以下のようなものを想定しています。

- ① 高速道路と地域が相互に連携を図ることによって、高速道路の利用促進と地域活性化につながる等の事業。
- ② 高速道路のSA、PA、IC、スマートIC等を活用して、高速道路の利用者及び地域住民等の利便向上につながる等の事業。
- ③ SA、PAが設置されない新直轄道路等の近隣における「道の駅」やガソリンスタンド等を活用して、利用者サービスの向上を図る等の事業。
- ④ その他本事業の趣旨にかなう事業

3. 応募対象者

- ① 構成員又は出資者等の構成からみてふさわしいと認められる公益的団体（協議会、商工会議所、商工会等）
- ② 地方公共団体が出資する法人等（第三セクター等）
- ③ NPO法に基づくNPO法人
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人

なお、応募の主体、及び構成員が暴力団その他反社会的活動を行う団体等は応募対象としません。

4. 支援事業数及び支援金

①支援事業数は3件程度。

②支援金は、支援決定後令和4年度末までの計画実現を条件として、1件あたり上限1,000万円。(ただし、複数年度にわたる事業の1年度の支援金上限額は500万円)

○事業実施に必要な不可欠なもの以外で、以下のような経費は支援の対象となりません。

- ・応募団体、及びその構成団体の人件費、事務所維持費等
- ・事業の主たる部分を応募団体以外の者に委託する等の経費
- ・プラン実施年だけで終了する試験的な取り組み等
- ・プラン自体が単発的イベント等で構成されたもの
- ・クーポン、金券等
- ・建物、施設等の建設費、維持費
- ・その他、資産となり得るものの取得費、維持費

※その他、支援金の対象については、下記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

5. 応募書類

下記①②の様式に、必要事項を記入のうえ、明確に実施内容のわかる③の企画書等と1セットにして、印刷物15部、データ(CD-R、USB等)1部をご提出ください。

なお、ファイル形式(Excel)を変更しないようにしてください。

① 応募用紙(様式1)

② 資金計画書(様式2)

③ 企画書：計画の内容、趣旨等を明示すること

Word又はExcelを使用して、図表・写真等を添付のうえ

A4サイズの縦で、20頁以内にまとめて提出して下さい。

なお、上記①②のファイル形式(Excel)は変更しないようにして下さい、

6. 応募期間

2019年8月1日(木)～2019年10月31日(木) 必着

7. 提出方法及び問い合わせ先

応募書類は、下記提出先まで郵送願います。

なお、応募書類は返却いたしません。

【提出先及び問い合わせ先】

一般財団法人国土計画協会 高速道路課 田中 高野倉

〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地2号

ラウンドクロス一番町ビル2階

TEL 03-3511-2185 (平日10:00～17:00)

8. 事業の選考について

①選考方法

- ・学識経験者、有識者等で構成された検討委員会を設置し、審査を行い、支援の適否を決定します。
- ・審査は、応募書類の書類審査（一次審査）により、書類審査通過者を選び、後日、書類審査通過者のプレゼンテーション審査（二次審査）を実施し、支援先の内定をします。
- ・一次及び二次の審査結果については、郵送にてお知らせします。
- ・プレゼンテーション審査（二次審査）において、検討委員会から事業内容の修正等の条件が附された場合、条件に沿った修正案の再提出後、最終的に支援決定をします。
- ・審査内容等に関しては、一切お答えいたしません。

②選考基準

選考にあたっては、以下の観点から総合的に評価します。

◇必須項目

- ・応募事業が、「2. 募集対象事業」に合致していること。
- ・事業の主体が、「3. 応募対象者」に合致していること。

◇評価項目

- ・事業の適合性
事業内容が高速道路の利用推進、観光及び地域の活性化などに繋がっているか。
- ・事業の的確性
事業内容が地域の抱える課題、地域特性等を的確に捉え、それらを踏まえているか。
- ・事業の有効性
事業内容が具体的であり、事業による効果が見込まれるものとなっているか。
- ・事業の実現可能性
事業を着実かつ効果的に実現できる可能性があるか。
- ・事業の持続可能性
事業が一過性のものではなく、事業の支援期間終了後も主体的かつ持続的に取り組んで行ける内容となっているか。
- ・事業の斬新性
事業内容がこれまでにない独自性をもっており新しさがあるか。

※過去に本事業の支援を受けたことのある事業主体による応募事業については、原則として選考対象としないが、上記の評価項目に加え、過去に支援を受けた事業の成果に基づく取り組みの一層の深堀りや新たな展開が明確に示され、再度、支援を行う必要性が高いものに限って、選考の対象とする場合がある。

※選考にあたり、必要に応じ応募内容等についてヒアリング等の実施、追加資料の提出等を求める場合があります。

9. 留意事項

- ① 1 団体からの応募は、1 事業に限ります。
- ② 支援した事業の成果、及び支援金の使途明細は、翌年度初めに文書にて報告していただきます。
- ③ 支援開始後令和4年度末までに事業の実現ができなかった場合のほか、不適切な支出があった場合は、支援金の返金を求めることがあります。
- ④ 支援事業の内容は応募者に帰属しますが、当協会のホームページ等で内容を公開するなど、広報活動等に活用させていただく場合があります。

10. 検討委員会委員 (敬称略)

奥野 信宏 (公益社団法人名古屋まちづくり公社上席顧問名古屋都市センター長)

清水 哲夫 (首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域教授)

進士 五十八 (公立大学法人福井県立大学長)

杉山 雅洋 (早稲田大学名誉教授)

波瀾 郁代 (株式会社 J T B 総合研究所執行役員企画調査部長)

水尾 衣里 (名城大学人間学部教授)

田仲 博幸 (東日本高速道路株式会社 執行役員 経営企画本部 経営企画部長)

幾度 明 (一般財団法人国土計画協会専務理事)

以 上